

女性活躍推進法に基づく佐倉市、酒々井町  
清掃組合特定事業主行動計画（第1次）

平成28年3月

佐倉市、酒々井町清掃組合

## 目 次

1	計画策定の目的（はじめに）	2
2	本計画の位置づけ	3
3	計画期間	3
4	女性職員の活躍推に向けた数値目標	3
5	女性職員の活躍推進に向けた目標を達成するための取組	4

# 女性活躍推進法に基づく佐倉市、酒々井町清掃組合

## 特定事業主行動計画（第1次）

清掃組合告示第10号

### 1 計画策定の目的（はじめに）

我が国における急速な少子化の進展は、平均寿命の伸長による高齢者の増加とあいまって、深刻かつ多大な影響をもたらすことが懸念されています。

男女共同参画社会基本法の基本理念にのっとり、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、もって男女の人権が尊重され、かつこれらの変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することを目的として「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」が平成28年4月1日に施行されます。

佐倉市、酒々井町清掃組合におきましても、この法律で定める特定事業主として、ここに本計画を策定し、女性、男性問わず、誰もが持てる力を発揮できる組織体制の構築を推進してまいります。

また、この行動計画を推進することにより、男女や子どもの有無に関わらず、職員一人ひとりの行動と密接に関わり、すべての職員があたりまえに輝ける職場となるよう、職員全員で取り組んでいきます。

平成28年3月

佐倉市、酒々井町清掃組合管理者  
佐倉市、酒々井町清掃組合議会議長  
佐倉市、酒々井町清掃組合監査委員

## 2 本計画の位置づけ

「女性活躍推進法の基づく佐倉市、酒々井町清掃組合特定事業主行動計画」は、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）第15条に基づき、佐倉市、酒々井町清掃組合管理者、佐倉市、酒々井町清掃組合議会議長、佐倉市、酒々井町清掃組合監査委員が策定する特定事業主行動計画です。

## 3 計画期間

本計画は、平成28年4月1日から平成33年3月31日までの5年間の計画期間とします。

本計画の終了時期に合わせて見直しを行い、次期計画を策定することとします。

## 4 女性職員の活躍推に向けた数値目標

本計画の策定にあたり、清掃組合における女性活躍に関する状況を把握し、改善すべき事情について分析を行いました。その結果、事業主として、清掃組合における女性活躍を推進するため、次の目標を設定することにしました。

計画終了時点（平成33年3月31日）までに、育児参加のための休暇取得率の割合を平成26年実績（0%）より10%引き上げ、10%とします。

## 5 女性職員の活躍推進に向けた目標を達成するための取組

- ① 主に管理職を対象として研修等を実施し、意識改革を図ります。

職場の管理運営の責任者である、管理職に対し研修等を実施し、意識改革を図って参ります。

- ② 時間外勤務を縮減します。

長時間労働を前提とした職場運営が女性職員活躍の障壁になることや、男性職員にとっても、育児や家事等の家庭生活への参画を阻害する要因になることから、時間外勤務縮減に取り組みます。具体的には、月の時間外勤務の上限を設定します。また、毎週水曜日をノー残業デーとして終業後30分以内の退庁を促します。

- ③ 外部機関が実施する研修に女性職員を積極的に派遣します。

女性職員を各種研修機関の女性幹部養成プログラムへ積極的に派遣します。

- ④ 育児休業取得者へのフォローアップ

育児休業取得者のうち、希望する職員に庁内イントラネット掲示板の記事をメール転送する機能を提供することで休業時の情報共有を図り、職場復帰のフォローアップに資するようにします。